

第 17 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和6年11月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（23名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	9 番 安 邦 弘	10 番 皆 川 晃
11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄	13 番 軍 地 美 代
14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿	16 番 雨 貝 裕
17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一	19 番 雨 谷 克 己
20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一	22 番 浅 井 紘 一
23 番 加倉井 幸 夫	24 番 高 橋 基	

欠席委員（1名）

8 番 一 木 克 昭

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	岩 間 雅 徳
次 長 補 佐	海 野 尚 史	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴
農 政 係	久 米 茂		

内 容

1. 議事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可について
議案第 4 号	土地現況証明願に対する承認について
議案第 5 号	農地法の運用に基づく非農地判断について
議案第 6 号	農用地利用集積計画の決定に係る承認について
議案第 7 号	農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
議案第 8 号	農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

議案第 9号 特定農地貸付けの承認について

議案第10号 特定農地貸付けの変更承認について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

本日出席予定の方全員おそろいですので、ただいまから総会を始めたいと思います。
では、会長、よろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。

本日の総会を含めて、あと来月だけということで今年の総会もあと2回を残すだけになりました。その中で、過日10月30日と31日に研修を行ったわけでありまして。1日目は米沢市の有機農業産地づくり推進協議会、そして2日目は茂木町の有機物リサイクルセンターを研修してきたわけでありまして、非常に今後の参考になるかと思いません。

本日は、推進協議会で、その研修についての報告説明がありますが行けなかった方々にとっては、様子を知ることができる機会だと思っております。何よりも、本年6月に親和会総会が1泊2日で行われましたが、このことについて、農業委員と推進委員の合同の会合が、今までそんなにはありませんでした。今回は、1泊2日の日程で2回目でしたので、本当に農業委員と推進委員の親交が図られたと思っておりますので、大変実りのある研修だったと思っております。

来年は、今度は2泊3日の研修を行う予定でありますので、できる限り皆さんにもふるって参加をしていただければと思っておりますので、そのときはどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第17回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は23名、欠席委員は1名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

11番の吉澤勇委員、そして12番の大圖金雄委員、よろしくお願いいたします。

初めに、議案の取下げがありますので事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案の取下げがございますので、お手元の第17回総会（取下）と記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は、議案書の3ページの1番目になります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての第1項になります。

令和6年11月12日に申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上になります。

議長 次に、議案の訂正がありますので、事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の第17回総会（訂正表）と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は、議案書の4ページの最下段になります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第4項です。

訂正内容は、資料のとおり申請地を3筆増やすことに伴う訂正で、令和6年11月8日に記載事項変更願が提出されております。

説明は以上でございます。

議長 次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が9件、農地法第4条の審議案件が2件、農地法第5条の審議案件が19件、土地現況証明が3件でございます。

報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が9件、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が24件、農地法第18条第6項の通知が3件、制限除外の農地の移動届出が4件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして75件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を10番の皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

この件につきまして調査検討をしましたところ、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番，高安です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をお願いしま。す。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま。す。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。すので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第8項と第9項は関連がありますので、併せて上程いたします。
事務局からまとめて説明をいたさせます。

事務局 第8項と第9項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第8項、第9項ともに契約内容は売買であります。受人は、自宅に近接し耕作に便
利なため、申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各
号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

第8項、第9項ともに調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまます。皆
様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思
料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

この件に関しまして調査検討した結果, 法令に照らし許可相当であると思われる。
ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番, 皆川です。3番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に従いまして許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と料料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この事業について、10月下旬頃、10名ぐらいの常会なのですが、当該地区の常会長から太陽光発電設備の予定について問合せがありました。そして、農業委員会事務局と連絡を取り、事業の確認をしました。

それから、当該地の隣接者から説明会を開催してもらいたいとの話がありましたので準備に入りましたが、日程が合わず開催出来ませんでした。常会長と他の地権者1名が事業内容を知りたいと、環境保全課と農業委員会の説明を聞くなど常会長と市関係者で数回話し合いを行い、常会長も納得したようでした。そして隣接者については事業を説明したほうがよいと事業者に話をしました。

隣接の農地については、東側にあり、フェンス等も立てる計画で営農に支障がないため、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいまいろいろご説明がありました。いろいろありましたが、関係委員から許可相当との意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と料料さ

れます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番, 加倉井です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番, 加倉井です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水戸市役所内原出張所から300メートル以内の農地であることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われま

す。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番, 大圖です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは, 事務局からご説明いたします。

資料は別紙1と議案第4号参考資料というものがありますので, そちらをご覧ください。

今回の総会から, こちらの参考資料の特定建築条件付売買予定地等に係る転用事実
証明の取扱いについて, 事務の取扱いを変更させていただきますので, 内容をご説明
いたします。

特定建築条件付売買予定地の転用事実証明につきましては, 現在は建築確認の申請
後に転用事実証明の申請をしていただいて証明を行っているのですが, これからは参
考資料の(1)から(4)のいずれかの条件に当てはまる場合については, 証明を行
うことといたします。

(1) 建物の基礎工事が完了しているとき, (2) 対象土地の建築確認申請がされ
ているとき, (3) 対象土地の建築条件付土地売買契約等が締結されているとき,
(4) 開発行為に関する都市計画法第29条の工事が完了しているとき, 以上のとき
には確実に住宅が建設される見込みであることとして証明を行うことが出来るよう運用
を変更いたします。

現在は, (2) のところの条件で出しているところですが, 今回の総会以降は, こ
の4つの条件のいずれかに当てはまる場合は証明を出すという扱いにさせていただきます。

ページを返していただきまして, 2ページに交付の手續等が書いてありまして, 中
段の各条件のところ証明に必要な添付書類を記載しておりますので, こちらは後ほ
どご覧ください。

証明交付までに対する手續についてですが, (3) または(4) に当てはまる場合
には, 受付後, 農業委員3名による現況確認をして, 総会での決議を経て交付させて

いただきます。

条件の（１）または（２）に当てはまる場合には、これまでどおり、局長専決で証明書を交付し、総会で報告させていただきます。

ページを返していただきまして、３ページになりますが、建築条件付売買予定地の取扱いのフローチャートを記載しております。建物完成前に引き渡すケースが多いかと思しますので、下段の表をご覧ください。表の下に括弧書きの数字があると思いますが、現在は（２）のところの転用事実証明、土地に関する証明の、建築確認申請のところを出しておりますが、これからは他の（１）（３）（４）の条件を満たす場合でも証明書を交付出来るものとしたします。

説明は以上になります。

続いて、議案の説明をさせていただきます。

別紙１をご覧ください。

議案第４号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第１項、飯富町の畑376平方メートルの土地につきまして土地現況証明願があり、農業委員３名で現地調査をした結果、転用目的どおりであることが確認できましたので、証明を可とするものでございます。

続いて、第２項、第３項についても同様に、転用目的のとおりでありましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第５号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 お手元の資料別紙２をご覧ください。

議案第５号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明いたします。

農地の非農地判断につきましては、今年10月の荒廃農地パトロール現況調査において、森林または原野の様相を呈しており農地に復元するのは困難であり、また、周辺

の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが困難であると地区の担当農業委員、推進委員が判断された土地でございます。今回、これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく、非農地にすることについてご承認を求めます。

今回ご審議いただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書、また、法務局等の関係機関に対し、非農地通知書一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、該当する地区の関係委員から意見を聞いて判断をしたいと思えます。

関係委員から、まず、安藏委員。

安藏委員 5番、安藏です。

1番から10番の土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林または原野の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま関係委員の安藏委員から非農地とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、非農地とすることに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 それでは、農政課、齋藤よりご説明をさせていただきます。

お手元の資料別紙3をご覧ください。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田んぼが3万6,321平方メートル、畑が2万9,205平方メートル、設定者14名、取得者11名。

利用権設定日は、令和6年11月20日、または令和6年12月1日を予定しております。
なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしということでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

この中で、高橋委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(高橋委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙4をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

高橋基委員に係る貸借農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、促進計画書（一括方式）の11ページの1筆でございます。

こちらは、田んぼで設定面積4,988平方メートル、設定期間は10年間、設定者1名、取得者1名でございます。賃借設定日は、令和7年1月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、承認することと決定いたします。

それでは、高橋委員に着席を求めます。

(高橋委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました貸借面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田んぼが設定面積43万7,877平方メートル、畑が設定面積1万6,913平方メートル、設定者64名、取得者40名でございます。

賃借権等の設定日は、令和7年1月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙5をご覧ください。

それでは、議案第8号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田んぼが設定面積3,279平方メートル、畑が設定面積6,993平方メートル、設定者1名、取得者3名でございます。なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和7年1月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第8号につきまして、説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

浅井委員、どうぞ。

浅井委員 22番、浅井です。説明をお願いしたいのですが、2ページの権利の設定を受ける者の氏名または住所ということで、この方の国籍はどこですか。

事業担当課 国籍はベトナムと聞いております。

浅井委員 この方は、永住権はあるのですか。

事業担当課 永住権までは確認は取れていないのですが、少なくとも5年以上は滞在していて、毎年更新手続をしているという状況でございます。

浅井委員 中間管理機構が貸出すわけですね。問題ないでしょう。大丈夫です。

議長 それでは、意見なしとして回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答する

ことに決定いたします。

ここで担当課は退席します。

(事業担当課退席)

議長 次に、議案第9号 特定農地貸付けの承認についてを上程いたします。
事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 それでは、お手元の資料別紙6をお開きください。

議案第9号 特定農地貸付けの承認についてご説明をいたします。

こちらにつきましては、市民農園の開設の申請でございまして、畑が2,956平方メートルに130区画、合計2,080平方メートルを計画したいとの申請でございます。

1ページをお開きいただきまして、開設場所につきましては、国田大橋の南東1.5キロメートルほどの位置でございます。

資料2ページをお開きください。

1区画当たりの面積につきましては、16平方メートルとなっており、全130区画の区画面積が2,080平方メートルとなっております。

市民農園につきましては、様々な世代の方から利用したいとの要望がございまして、市民の方が気軽に農業を体験できる場として多くの利用が見込めるものと考えております。

また、参考といたしまして、資料3ページに地形図をつけておりますので、個人でご参照ください。

議案第9号の説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第10号 特定農地貸付けの変更承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 続きまして、議案第10号 特定農地貸付けの変更承認についてご説明をい

たします。

お手元の資料別紙7をお開きください。

説明に先立ちまして、1点訂正がございます。

資料の表の真ん中の面積のところなのですが、変更前の欄で専用面積、各66平方メートルとあるのですが、正しくは各33平方メートルでしたので、訂正しておわびをいたします。

それでは、説明に戻らせていただきます。

今回の申請につきましては、鯉淵町にあります鯉淵ひろびろ農園の農園の所在地、地目、区画面積等の変更について承認をいただくものでございます。

2の変更理由をご覧ください。

変更理由につきましては、鯉淵ひろびろ農園の開設者である公益財団法人鯉淵学園さんの作付け計画変更に伴って、同法人の土地範囲内にて市民農園を移転するものでございます。

鯉淵ひろびろ農園の新しい所在地につきましては、鯉淵町5956番地の1の一部となっておりまして、学校用地となっている土地の一部にある畑を使用するものでございます。

また、表の左にあります区画数につきまして、現在の400区画から46区画に変更をするものでございます。

なお、表の右にあります開設者につきまして、変更前が公益財団法人農民教育協会とありますが、こちらは公益財団法人鯉淵学園さんと同一法人でございまして、名称変更の関係で、現在の鯉淵学園さんになっております。

参考といたしまして、鯉淵ひろびろ農園さんの位置図と区画図をつけておりますので、後ほどご参照をお願いいたします。

議案第10号の説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

ここで担当課は退席します。

(事業担当課退席)

議 長 次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長の専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして第17回総会を閉会といたします。

ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午前10時20分